

# 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）

## 2019改定版

令和3年度（2021年度）評価報告書

令和5年（2023年）2月

八王子市



# はじめに

本市では、平成 26 年（2014 年）3 月に、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標とし、平成 26 年度（2014 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 10 か年を計画期間とする「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や課題に対応するために、平成 31 年（2019 年）3 月に「男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版」（以下、「プラン」という。）を策定し総合的な取組を行っています。

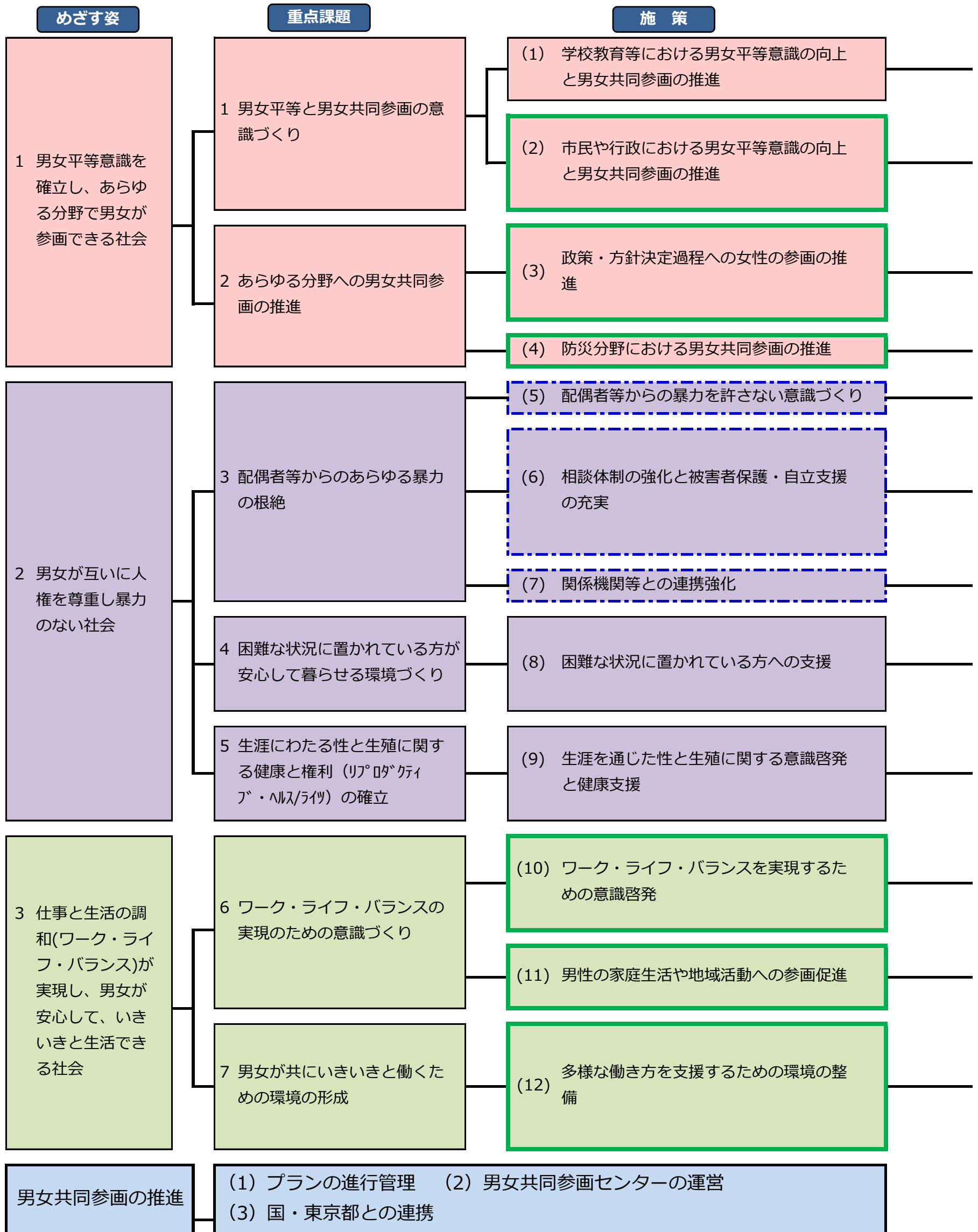
プランの計画期間は令和 5 年度（2023 年度）末までであり、同年度中に次期プランの策定を行うことを踏まえて、この報告書では令和元年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 3 か年の評価を行いました。第三者機関である八王子市男女共同参画施策推進会議の意見を参考に、今後の方向性を示しています。

## 目 次

1. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第 3 次）2019 改定版 体系図	1
2. 評価の流れ	3
3. 指標及び参考数値に対する評価の見方	3
4. 評価	4
5. 資料	
八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱	18

# 1. 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版 体系図

●基本目標● 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして



施策の方向

- ① 幼児期からの男女平等教育の推進
- ② 学校教育における男女平等教育の推進

- ③ 男女共同参画推進のための意識啓発
- ④ 男女共同参画推進のための情報提供
- ⑤ 行政における男女共同参画の推進

- ⑥ 市の附属機関等への女性の参画の推進
- ⑦ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進に向けた啓発と情報提供
- ⑧ 行政における女性の参画の推進

- ⑨ 男女共同参画の視点に立った災害対策の推進

- ⑩ 配偶者等からの暴力防止のための啓発と情報提供

- ⑪ 相談体制の強化
- ⑫ 被害者の安全確保のための支援
- ⑬ 被害者の自立支援体制の充実
- ⑭ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討

- ⑮ 関係機関等との連携による被害者支援の強化

- ⑯ 女性のための相談の実施及び関係機関との連携
- ⑰ 性の商品化やセクシュアル・ハラスメント等性暴力の防止に向けた意識啓発と情報提供
- ⑱ 性の多様性を尊重する意識啓発と理解の促進

- ⑲ ライフステージに応じた女性の健康支援の充実
- ⑳ 性にかかわる健康と妊娠・出産について小中学生への意識啓発と情報提供
- ㉑ 妊娠・出産にかかわる健康についての意識啓発と支援の充実

- ㉒ 市民へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供
- ㉓ 事業者へのワーク・ライフ・バランスについての意識啓発と情報提供
- ㉔ 行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進

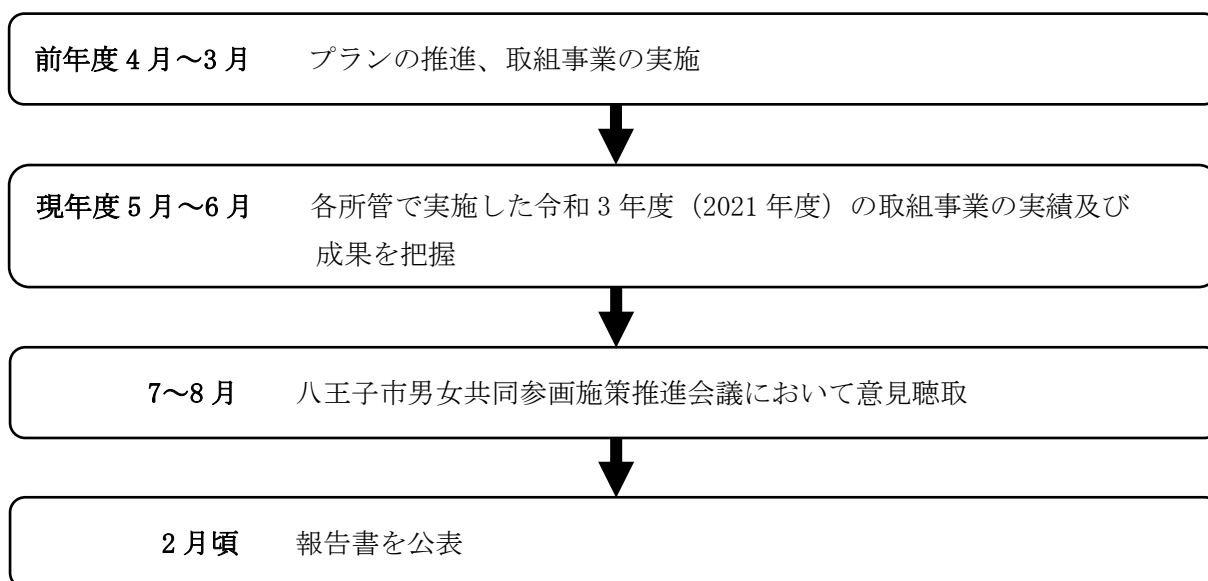
- ㉕ 男性に対する家庭生活への参画のための知識習得の推進
- ㉖ 男性の地域活動への参画促進

- ㉗ 子育て支援の充実
- ㉘ 介護への支援の充実
- ㉙ 出産・子育て、介護等のために、離職した女性への就労支援
- ㉚ 女性の就業継続やキャリア形成の促進

は、本市における「女性活躍推進計画」とする。

は、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」とする。

## 2. 評価の流れ



## 3. 指標及び参考数値に対する評価の見方

評価	評価の基準
↗	良好に進捗している
→	進捗している
↘	あまり進捗していない

## 4. 評価

めざす姿 1	男女平等意識を確立し、あらゆる分野で男女が参画できる社会	取組事業数
		20件

男女平等の意識づくりをすすめ、性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、あらゆる分野に男女が参画できる社会をめざします。

重点課題 1 男女平等と男女共同参画の意識づくり					
指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
1	学校教育の場において「男女平等である」と思う人の割合	66.7%	66.8%	—	→
2	性別による固定的な役割分担に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	47.6%	55.1%	—	→

### ■ 計画改定時の課題

これまで「人がひととして尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現」に向けて、さまざまな制度や環境の整備が進められてきた。性別による固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるが、未だ根強く残っている。

男女共同参画社会実現に向けた取組の推進にあたっては、幼児期から性別にかかわらず互いを尊重することの大切さを伝えることが重要である。また、市民に最も身近な基礎自治体である市町村が率先して男女共同参画を推進する必要がある。

共働き世帯が増加する中、性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事や家事、育児など、これまで以上にさまざまな分野で、男性と女性が協力し合うことが必要になっている。

### ■ 3か年の取組状況

講演会等の開催や情報紙の発行による継続的な意識啓発、一人ひとりの個性を尊重する教育を通して、男女共同参画社会の実現に向けた男女平等意識の醸成を図った。また、市職員に対する研修を実施し、男女共同参画の視点に立って業務に取り組むことを推進した。

#### 【主な取組】

- ・ 学校教育の場での男女共同参画の視点に立った指導の実施（教育指導課）
- ・ 八王子学園都市大学「いちょう塾」における男女共同参画に関する理解を深める講座の提供（学園都市文化課）
- ・ 男女共同参画週間記念講演会の開催
- ・ 男女共同参画情報紙「ばれっと」の発行
- ・ 男女共同参画週間に合わせた図書館での関連図書のテーマ展示（図書館課）

- ・ 職員研修（「男女共同参画基礎研修」等）の実施

## ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

意識づくりだけでなく、社会制度や慣行を変えていく必要があるのではないか

- 性別による固定的な役割分担意識は社会制度や慣行から生まれるものであるため、社会構造の改革をきちんとしなければならない。
- 男女共同参画を推進していく立場にある市の取組が重要であり、「市から変わっていく」という姿勢がプランの指標や取組にもっと見えるようにするべきである。
- 性別による固定的な役割分担意識が20代や30代の人にもあることに驚いている。20代や30代の人の3、4割、そして、30代の人に至っては男性よりも女性に「妻は家庭を守る」という役割を認める意識が未だに残っているのが問題の根幹なのではないか。こうした意識が残っているのは社会の制度に起因していると思う。

## ■ 今後の方向性

男女共同参画に関する意識醸成は取組により一定の成果はみられるが、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っていることから、社会における慣行や社会構造を変えていく必要がある。

また、男女共同参画をより一層推進していくには、市の積極的な取組や姿勢が重要である。



重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進					
指標		平成24年度	平成29年度	現状値 (令和3年度)	評価
3	市が設置する附属機関等における女性の割合	28.1%	33.8%	34.5%	→
4	市の女性管理職の割合	—	13.0% ※平成30年4月	13.8% ※令和4年4月	→
参考数値		平成24年度	平成29年度	現状値 (令和3年度)	評価
小中学校の女性管理職の割合（校長及び副校長）		12.4%	16.2%	16.7%	→
町会・自治会長への女性の参画率（会長）		10.1% ※平成24年6月	8.7% ※平成29年6月	10.3% ※令和3年6月	→

### ■ 計画改定時の課題

男女共同参画を進めるためには、意識の変革とともにあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画することが重要である。しかし、さまざまな分野で活躍する女性が増加しているものの、その分野には偏りが見られ、特に、政治分野や方針・意思決定の場への参画は十分とは言えない状況である。このような中、平成27年に「女性活躍推進法」が施行され、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境の整備が求められている。それに加え、職業生活にとどまらず、「職場・家庭・地域などあらゆる場」においての女性の活躍が必要とされている。

また、過去の災害においては、救援物資の配分や避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分であることから、男女のニーズの違いに応じた対応ができないという多くの問題が発生している。このような問題を改善していくためには、防災や復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れていくことが重要である。

### ■ 3か年の取組状況

政策・方針決定過程における女性の参画を推進する観点から、市の附属機関等の委員等の選任にあたって、無作為抽出方式の市民委員等公募制度を行うなど、女性の人材発掘を継続して行った。行政での女性管理職の登用促進に向けては、女性のキャリア形成につながる研修等を通して人材育成に取り組んだ。

また、防災分野においては、市の地域防災計画の更新に合わせ、女性が参画して避難所運営について話し合う場を設けた。また、出前講座等により平常時から男女が協力することの重要性や、防災会議など災害対策の意思決定の場に女性が参画する必要性について意識啓発した。

#### 【主な取組】

- ・ 附属機関等の設置や委員等の改選における、女性の参画率が目標数値に満たない所管へのヒアリング及び選任方法等についての助言の実施
- ・ 男女共同参画情報紙「ぱれっと」等に市の附属機関等への女性の参画状況を掲載

- ・ 職員研修（「キャリアデザイン研修（主任職）」等）の実施（職員課）
- ・ 町会等への出前講座（「災害に備えて安全対策を」、「総合防災ガイドブックセミナー」）の実施（防災課）

## ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

女性の参画は、女性のためだけでなく社会のために欠かせないものであると認識してもらうことが必要である

- 過去の災害において、地域の意思決定の場への女性が参画していなかったために、避難所において高齢者や妊産婦、乳幼児などへの配慮が欠けていたことがあった。男女共同参画の推進は、女性のためだけでなく社会のために欠かせないものであると男女ともに認識してもらうことが必要である。

女性の参画率だけにこだわるのではなく、女性が参画したことにより改善した点にも目を向ける必要があるのではないか

- 市は管理職に占める女性の割合をプランの指標に定めているが、指標の推移について評価するだけでなく、女性が管理職になったことで進んだこと、また、女性の管理職だからできたことをアピールしたり評価する視点も重要なのではないか。

附属機関等の委員等の推薦元に女性を増やす取組に重点を置いた方がよいのではないか

- 附属機関等は委員等の推薦団体に女性が少ない場合があるため、推薦団体に女性を増やしていくなど、男女共同参画に結び付く取組に重点を置いた方がよいのではないか。
- 女性の登用を進める時に女性自身が手を挙げるのを躊躇してしまうことがある。手を挙げられないのは本人の能力の問題ではなく、職場のフォローがないなど外的要因もある。女性は消極的だと評価するのではなく、積極的に手を挙げられない理由があることを念頭に社会の構造改革をしてほしい。
- 女性の登用を進めるにあたっては、日本に未だに残る同調圧力のような「出る杭を打つ」ではなく、他の釘も一緒に引き上げるという姿勢が重要。女性が当たり前で手を挙げられる雰囲気づくりが必要である。

## ■ 今後の方向性

政策・方針決定過程における女性の参画は、誰もが安心して暮らしていくために社会として必要であることを男女ともに認識することが重要である。

また、女性の登用を進めるにあたっては、女性個人にスポットを当てるのではなく、登用が進んでいない原因を変えていく必要がある。

めざす姿 2	男女が互いに人権を尊重し暴力のない社会	取組事業数
		57 件

配偶者等からの暴力をはじめとしたすべての暴力は重大な人権侵害であり決して許されるものではないという認識を深め、男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会をめざします。

重点課題 3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶					
指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
5	配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合	20.9%	21.2%	—	→
6	配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合	30.4%	28.8%	—	→
参考数値		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
市職員のDVに関する研修への参加者数 (被害者への二次加害防止)		47 人	76 人	コロナ下で 未実施	→
女性のための相談件数 (男女共同参画センター)		2,202 件	2,662 件	3,319 件	→

### ■ 計画改定時の課題

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。DV等の暴力は、女性が被害者となることが多く、この背景には性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、その意識が社会の仕組みに深く入り込んでいることや、配偶者等からの暴力を容認しがちな社会風土などがあると考えられる。法の整備により、DVについての認知は一定程度進んだが、配偶者等からの暴力は、依然として大きな問題である。また、被害が深刻化するケースや男性の被害も増えている。さらに、近年、高校生や大学生などにおけるデートDVが問題となっている。若年層への情報提供と意識啓発によるデートDVの防止、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発、関係機関の連携による被害者保護と支援の強化が求められている。

### ■ 3か年の取組状況

DV被害者等相談を行い、庁内所管課、警察、東京都女性相談センター等関係機関と連携して適切な支援に取り組んだ。

社会全体で暴力を許さない意識づくりとして、講座やイベントを開催し、意識啓発と情報提供を行った。デートDVの防止に向けては、市内の高校等において予防啓発講座を実施し、交際相手からの暴力の問題等について考える機会をつくった。

## 【主な取組】

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」週間を踏まえた取組  
(八王子駅南口総合事務所内でのパネル展や図書館と連携したテーマ展示等)
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」講演会の開催
- ・ 高校等でのデートDVを防止するための普及啓発講座の実施
- ・ 女性のための総合相談・専門相談の実施
- ・ DV被害者支援連絡会議の開催
- ・ DV被害者支援関係機関担当者会の開催
- ・ DV被害者サポートに関わる窓口職員・関連職場職員研修の実施
- ・ スーパーバイザーによる事例検討会の開催(教育指導課)
- ・ 各所管課での相談業務による被害者の早期発見と支援の連携(多文化共生推進課、市民生活課、市民課、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活自立支援課、保険年金課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター、保健対策課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、住宅政策課、教育指導課)

## ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

### あらゆる暴力を許さない意識を高める必要がある

- DVの内容は、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や子どもが見ている前で暴力をふるう面前DVが増えている。外部から発見しづらく潜在化しやすいDVについて、被害者の置かれる状況に対する支援者の理解を深める必要がある。
- 性別による固定的な役割分担意識と同様に、意識の変化がまだ足りないのではないか。DV被害者への支援も必要だが、どんな理由でもDVや性暴力が許されないものであるという認識を浸透していく必要がある。
- DVや性暴力について、法律は利害関係やさまざまな問題を解決する場面で効力を発揮するものであり、日常的には各人の道徳心やモラルによって抑えていかなければならないため、意識啓発の必要性につながるのだと思う。

### 相談方法が選択できるようになれば気軽に相談できるようになるのではないか

- DVに関する相談は、電話だけでなく、LINEやメールなど複数の方法から選択できるようになれば気軽に相談できるようになるのではないか。

## ■ 今後の方向性

コロナ下でDVや性暴力等の被害の潜在化・深刻化が懸念される中、被害者がまずは気軽に相談できることが大事である。一方で、デートDVも問題になっており、中高生などを対象に周知・啓発を行い、決して暴力は許されないという認識を子どもの頃から浸透させることが重要である。

重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり					
指標		平成24年度	平成29年度	現状値 (令和3年度)	評価
7	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	8.0%	7.7%	—	→

### ■ 計画改定時の課題

男女が互いに人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境をつくることは、男女共同参画社会を実現していく上で必要不可欠なことである。しかし、近年では、性の商品化の問題、セクシュアル・ハラスメント等に加え、「アダルトビデオ出演強要問題」や「JKビジネス問題」など若年層を対象とした性暴力は多様化している実態があり、人権を侵害する深刻な社会問題となっている。また、社会や経済の急速な変化による非正規雇用やひとり親世帯の増加など、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られる。さらに、性的指向や性自認などによる性に関する偏見や差別により、困難な状況に置かれている人がいる。

さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえて取組を進めていく必要がある。

### ■ 3か年の取組状況

セクシュアル・ハラスメントや性暴力など、さまざまな理由から困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境をつくるため相談事業を実施したほか、いつでもどこでも相談ができるよう、国や東京都が実施する24時間の電話相談事業やメール・SNSによる相談事業を周知した。また、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」において、国で行っている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知啓発を図るとともに、性暴力防止に向けた情報を提供することで、被害の未然防止のための働きかけを行った。

性的指向・性自認については、個人個人に違いがあることを理解し、性の多様性を認め合うことが重要であるため、意識啓発や情報提供を行うとともに、令和元年5月からはLGBT電話相談を開始した。

#### 【主な取組】

- ・ 女性のための総合相談・専門相談の実施（再掲）
- ・ 「アダルトビデオ出演強要」、「JKビジネス」等の問題やSNS利用を起因とする性被害に関する情報提供の実施
- ・ 市内大学生向け情報誌「BIG WEST」（大学コンソーシアム八王子発行）に、国で行っている性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの情報を掲載
- ・ 高校等でのデートDVを防止するための普及啓発講座の実施（再掲）
- ・ 東京都労働相談情報センターと連携した「企業におけるハラスメント対策」セミナー等の開催
- ・ LGBT講演会の開催
- ・ LGBT電話相談の実施

## ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

### 一人ひとりが尊重されるようにならない

- 子どもにとっては家庭環境がすべてであるため、虐待等の被害が日常的にあると、自分の身体がどのような状態であるのが正常なのか理解しないまま育ってしまう。家庭には学校が介入することはできないが、学校での授業の中で気付かせていくことも大切である。乳幼児の頃から絵本などで「自分の身体は大切にしなければならない」ということに気付かせていくことも大切である。
- 被害者が被害を自覚することは難しい場合もある。被害者は自身の身に起こっていることが犯罪だと認識できれば対応の仕方も変わってくるだろう。それは被害にあう可能性のある子どもにも教えていく必要がある。
- 性暴力が犯罪であることを社会がきちんと認識し、加害者に厳しい社会的な制約を与えよとか、いけないことであると染み込ませる必要がある。
- 男女共同参画社会の実現をめざすプランではあるが、一人ひとりが尊重されるようにならないことから、プランで用いる言葉について、例えば「男女」という言葉を「人」という言葉にすることなどが大事ではないか。
- L G B T電話相談は、電話だと緊張してしまう人もいるので、L I N Eやメールでも相談できるようにした方がよい。

## ■ 今後の方向性

性暴力は、特に子どもであると自分自身が被害者であることがわからず大人になってから初めて自覚することもある。子どもの頃から「自分の身体は大切であること」を学ぶことで犯罪だと認識し、早めに周りに相談できることが重要である。

また、個人が個人として尊重されることは男女間だけでなく、性的指向や性自認など性の多様性についても同様であり、そのために、当事者への支援のほか、周りの人の理解促進が重要である。

## 重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の確立

指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
8	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の認知度	2.6%	2.6%	—	→
9	乳がん検診の受診率	30.2% (※1)	48.1% (※2)	—	→
10	子宮頸がん検診の受診率	35.0% (※1)	40.7% (※2)	—	→

※1 平成 22 年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40 歳～69 歳のデータを分析）

※2 平成 28 年度八王子市がん予防・がん検診に関する調査（40 歳～69 歳のデータを分析）

### ■ 計画改定時の課題

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性自身が自らの身体と健康に関する正しい知識を持ち、カップルや個人が子どもを産むかどうか、産むとしたらいつ、何人産むのかといった、性と生殖について自己決定する権利を持つというものであり、妊娠・出産を含む性の問題を女性の人権にかかわる問題としてとらえる考え方である。女性が自らの性に対して主体的な生き方を選ぶことができる社会が求められている中、女性は思春期から妊娠・出産期など生涯を通じて男性とは異なる特有の生理的機能を有しており、ライフステージにあわせた女性の健康づくりへの支援が必要となる。

### ■ 3か年の取組状況

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方にに基づき、女性が生涯にわたり健康な生活をおくることができるよう、中学生を対象に「命の大切さ」を学ぶ学習を行ったり、女性の性の健康に関する理解を深めるための講座やイベント等を実施するなど、ライフステージごとの課題に応じた情報提供や支援を行った。

#### 【主な取組】

- ・ 市内公立中学校の中学生を対象とした、赤ちゃんやその家族とのふれあいを通じた体験学習（子どものしあわせ課）
- ・ 特定不妊治療の補助対象となる夫婦の所得合計額の変更による経済的負担の軽減（保健対策課）
- ・ 母子健康手帳交付時の「親と子の保健バッグ」の配布による健康に関する情報提供（大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター）
- ・ 妊娠期の講座（パパママクラス）や妊婦面談など妊娠期からの支援（大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター）
- ・ 小学校の中・高学年の親子や思春期の男児の保護者を対象とした、身体の仕組み、妊娠や性被害予防等の理解を深める講座の開催

## ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

### 女性の性の健康に関する情報が必要としている人に行き届いていない

- 受診率が低いことから、市の乳がん検診や子宮頸がん検診について、もっと周知する必要があるのではないか。
- 妊娠期の女性への支援について、夫の会社も相談を受けるとか、妊娠期の女性がもっと話ができる場所があるとよいし、また必要な情報を必要としている人に届けることが重要である。
- 学校教育での生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利については、人権に関する教育やさまざまな安全教育を総合して行っていくものだと思う。

## ■ 今後の方向性

女性の健康にかかわる問題は、思春期、妊娠・出産期、更年期などライフステージごとに大きく変化する特性があるため、さまざまな支援が必要であるが、その情報が支援を必要としている人に届けられているかが大事である。また、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利については、子どもの頃から人権に関する教育などと合わせて行っていく必要がある。



<b>めざす姿 3</b>	<b>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会</b>	取組事業数
		42 件

男女が共に自分らしい生き方を選択でき、あらゆる世代においてワーク・ライフ・バランスが実現し、男女が安心して、いきいきと生活できる社会をめざします。

<b>重点課題 6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり</b>					
指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
11	理想の生活と現実の生活が一致している人の割合	17.8%	39.3%	46.8%	↗
12	家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合	13.5%	14.9%	—	→

### ■ 計画改定時の課題

性別や年代にかかわらずだれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動など、個人の時間を持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが必要である。一人ひとりが各々のライフステージにおいて、自らに合った仕事と家庭生活や地域活動などへのかかわり方を選択していくことが重要である。

ワーク・ライフ・バランスを実現するには、市民がワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、主体的に労働環境を整えるための取組が必要である。

### ■ 3か年の取組状況

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市民に対し、講座やホームページ等を活用した情報発信、子育て世代を対象とした講演会や親子参加型のイベントの開催などにより、子育て世代へ積極的に働きかけを行った。また、事業者に対しては、関係機関と連携したセミナーの開催や子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介するなどの取組を行った。

行政におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けては、市職員を対象とした研修等を実施し、育児休業や介護休業を取得しやすい環境を整備して組織的に支援ができるよう進めた。

#### 【主な取組】

- ・ 男女ともに育児休業の取得を促進するリーフレットを配布
- ・ 男性に対する家事・育児・介護に関する知識取得のための講座（「夏休みの父子料理教室」、「男性のための介護講座」等）の実施
- ・ 児童館における父親の参加を推奨する行事（「パパといっしょ」、「親子クライミング」、「親子パーク」等）の開催（青少年若者課）

- ・ 地域活動への参画を促すための機会（「はちおうじ志民塾」、「地域デビューパーティー802」等）の提供（協働推進課）
- ・ 事業主・人事労務担当者を対象に、最新の働く人のための労働法や雇用管理等のセミナーを東京都労働相談情報センターと共催で実施
- ・ 子育て応援サイトや子育てガイドブックにて、子育て応援企業におけるワーク・ライフ・バランス支援の取組を紹介（子どものしあわせ課）
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業を総合評価方式の入札において評価するため、評価項目「男女共同参画の推進状況」を設定（契約課）
- ・ 育児休業者復帰支援研修の実施（職員課）

## ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて計画の数値目標の見直しが必要である

- プランの数値目標が低いのではないかと。理想の生活と現実の生活が一致している人の割合を見ても、今の目標値の50%では半分の人しか実現していないことになる。

ワーク・ライフ・バランスを平面ではなく立体的に見ることが必要である

- 会社として、会社が、また、社員自身がどうしていききたいかという両方の立場で見ていくことが必要なのかもしれない。これまで平面で見ていたものを色々な観点から立体的にみることで、ワーク・ライフ・バランスの推進にも新しい視点があることに気付く。
- 仕事や家庭、地域、個人の生活の中で、仕事が好きだという人もいれば、家庭を持つ若い世代の中にはワーク・ライフ・バランスを推進したいという人もいる。何を優先したいかは個人によって異なることから、会社と社員のコミュニケーションが必要ではないか。

男性の育児休業の取得を促進するためには社会全体の意識を変えていく取組が必要である

- 年配の人の中には昔の男社会の感覚や「男のくせに育児休業を取得するのか」という意識があり、社会全体の意識を変えていく取組が必要である。
- 市の男性職員の育児休業の取得率は66.1%であり高い割合となっている。市が推進するワーク・ライフ・バランスの取組の成果を周知することには意味がある。一般企業では男性の育児休業の取得が進んでいないため、市の取組を示すことが大切である。

## ■ 今後の方向性

家族の姿の変化や人生の多様化により、個人個人によってワーク・ライフ・バランスの価値観が異なるという認識を持つことが重要であり、支援サービスの充実とともに、社会全体の意識を変えていく必要がある。

## 重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成

指標		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
13	保育施設の待機児童数	—	56 人 ※平成 30 年 4 月	12 人 ※令和 4 年 4 月	↗
14	育児休業制度を利用したかできなかった人の割合	13.4%	12.7%	—	→
15	介護休業制度を利用したかできなかった人の割合	12.7%	8.2%	—	→
参考数値		平成 24 年度	平成 29 年度	現状値 (令和 3 年度)	評価
都内事業所における女性の平均勤続年数 (東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より)		8.4 年	9.0 年	9.3 年	→
市男性職員の育児休業取得率		0%	25.9%	66.1%	↗
母子家庭自立支援プログラム件数		—	64 人	43 人	→
学童保育所における待機児童数の推移		—	172 人 ※平成 30 年 4 月	0 人 ※令和 4 年 4 月	↗
保育施設における一時保育実施施設 ※認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育及び事業所内保育の 5 施設の数		19 施設	25 施設	25 施設	→
ショートステイを実施している事業所 ※医療施設、小規模多機能型居宅介護を含む		27 施設	56 施設	62 施設	↗

### ■ 計画改定時の課題

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、自らの望むスタイルで生活したいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に退職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いている。女性の能力が仕事を通じ社会で十分に活かされないことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失である。多様な働き方を支援するための取組のうち、子育て支援については、保育施設の待機児童は年々減少するなど、一定の効果も見られるが、女性が出産や子育ての時期に離職することなく、家庭生活と仕事を両立できるよう、子育て支援のさらなる充実が求められている。さらに、近年は仕事と介護の両立が男女ともに大きな課題となっている。今後は、子育て支援とともに介護への支援の充実や、働き続けたい女性が働き続けることができ、キャリアを形成するための環境を整備していくことが必要である。

### ■ 3か年の取組状況

誰もが子育てや介護、地域活動など自らの望むバランスをとりながら、多様な働き方を支援する環境整備の一環として、安心して子育てをしながら働くことができるよう保育所や学童保育所等の受入体制の充実や、介護離職を防ぐため、介護サービス利用など介護保険制度の周知を図った。

また、女性が働き続けるための知識や技能を取得するための取組として、事業者や女性を対象としたセミナー等を開催し、女性の就業継続やキャリア形成を支援した。

#### 【主な取組】

- ・ 施設整備等による保育所等や学童保育所の受入体制の充実  
(子どもの教育・保育推進課、放課後児童支援課)
- ・ ひとり親家庭の就労に向けた支援(ひとり親家庭の親への就業支援専門員による就業相談や就労生活窓口による就業支援の実施、母子家庭等自立支援給付金事業の実施等)の実施  
(子育て支援課)
- ・ 身近な地域で情報を手に入れられるよう、高齢者あんしん相談センター等での「はちおうじの介護保険」パンフレットを設置(高齢者福祉課)
- ・ 就労支援のための講座等(「パートタイム就職支援セミナー」、「パソコン講習会」等)の実施(産業振興推進課)
- ・ 女性のための創業セミナーの開催(産業振興推進課)
- ・ 事業者・人事労務担当者を対象とした最新の働く人のための労働法や雇用管理等のセミナーを東京都労働相談情報センターと共催で実施

### ■ 男女共同参画施策推進会議参加者の意見

女性の活躍の場を確保するには、家庭での役割分担だけでなく仕事のやり方を組織的に変えていくことが必要である

- 仕事が個人に振り分けられてしまうとどうしても乗り越えられないかもしれないが、例えば複数名のチームで取り組むことにすれば、チームでカバーできる可能性が高まる。少しずつ仕事のやり方を組織的に変えることで、女性の活躍の場を確保することができるのではないかな。
- 女性ばかりが家事や育児を担っていることが、事業主にとっても雇用上のリスクになってしまっている。男女の家庭での役割を対等にしていくことで女性が社会で活躍でき、また、それは社会にとっても有意義なことなのではないかな。

支援制度等の情報は、情報を取得しやすいようにどこかに集約されるべき

- 支援の制度があることを知らない人がいて、制度が活用されていないことがある。情報がどこかに集約されていれば、発信する側と受け取る側の両方にメリットがある。
- 東京都の企業への支援制度などについても、毎年申請している企業もいるが、充分活用されていない現状がある。申請の簡素化や情報がきちんと行き届くような仕組みを考えていく必要がある。

### ■ 今後の方向性

男女がともにいきいきと働き続けることができるためには、子育てや介護の支援をより充実させ、その情報が必要な人へ届くことが大切である。また、企業においては、個人の取組ではなく、組織として取り組むことが重要である。

## 5. 資料

### 八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めため、八王子市男女共同参画施策推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の策定及び見直しに関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 会議の参加者は、地域、労政、教育などの学識を有する者7名、及び公募等による市民2名、合計9名をもって構成する。

(会議への参加の期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版  
令和3年度（2021年度）評価報告書

令和5年（2023年）2月

発行 八王子市

編集 市民活動推進部男女共同参画課



〒192-0082

八王子市東町5-6 クリエイトホール8階

TEL 042-648-2230

FAX 042-644-3910

